様式第4号（第5条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

保険給付の一時差止めの通知書

あなたは、特別の事情等がないにもかかわらず、国民健康保険税の滞納を続け、　　　　年度第　　期分の納期限から１年６月間が経過しましたので、国民健康保険法第63条の２第１項の規定により、　　　　年　　月　　日付けで申請のありました保険給付（特別療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等）につきましては、その支払を一時差し止めます。

また、このまま更に滞納を続けますと、一時差止めをしています保険給付の額から滞納しています国民健康保険税を控除させていただくことになります。

なお、国民健康保険税の滞納額の内訳、一時差止めの対象となる保険給付の内容及び保険給付の一時差止めの解除の要件は、下記のとおりです。

記

１　国民健康保険税の滞納額の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別 | 納期限 | 税額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 | | |  |

２　一時差止めの対象となる保険給付の内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　保険給付の一時差止めの解除の要件

滞納している国民健康保険税を納付したとき、又は国民健康保険税を納付することができない特別の事情があると認められるとき。（届出が必要）

※　なお、本状到達前に国民健康保険税を納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。

※　この通知に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として提起することができます。